

【専任技術者となりうる国家資格等一覧表】

◎…特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となりうる国家資格
 ○…一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となりうる国家資格

■ 解体工事業経過措置（附則第4条該当※1）対象者用コード

■ 特定建設業指定7業種（建設業法施行令第5条の2）

コード	資格区分 【必要な実務経験年数※2】	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
11	1級 建設機械施工技士	◎																														
1A	1級 建設機械施工技士（附則第4条該当）	◎																														
12	2級 建設機械施工技士（第1種～第6種）	○																														
1B	2級 建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）	○																														
13	1級 土木施工管理技士（注6）	◎																														
1C	1級 土木施工管理技士（附則第4条該当）	◎																														
14	2級 土木施工管理技士	種別	土 木（注6）	○																												
1D			土（附則第4条該当）木	○																												
15			鋼構造物塗装																													
16			薬液注入																													
1E	薬液注入（附則第4条該当）																															
20	1級 建築施工管理技士（注6）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
2A	1級 建築施工管理技士（附則第4条該当）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
21	2級 建築施工管理技士	種別	建 築（注6）	○																												
22			軀 体（注6）	○																												
2B			軀（附則第4条該当）体	○																												
23			仕 上 げ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	1級電気工事施工管理技士								◎																							
28	2級電気工事施工管理技士								○																							
29	1級管工事施工管理技士									◎																						
30	2級管工事施工管理技士									○																						
33	1級造園施工管理技士																							◎								
34	2級造園施工管理技士																								○							

コード	資格区分 【必要な実務経験年数※2】	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	組	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
71	建築大工			○																									
64	型枠施工			○	○																								
6B	型枠施工（附則第4条該当）			○	○																								○
72	左官			○																									
57	とび・とび工（注8）				○																								○
5B	とび・とび工（附則第4条該当）				○																								○
73	コンクリート圧送施工				○																								○
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）				○																								○
66	ウェルポイント施工				○																								○
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）				○																								○
74	冷凍空調機器施工・空調設備配管								○																				
75	給排水衛生設備配管								○																				
76	配管（注1）・配管工								○																				
70	建築板金「ダクト板金作業」					○		○							○														
77	タイル張り・タイル張り工								○																				
78	築炉・築炉工・れんが積み								○																				
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工				○			○																					
80	石工・石材施工・石積み				○																								
81	鉄工（注2）・製罐 <small>はいかん</small>										○																		
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											○																	
83	工場板金																○												
84	板金・建築板金・板金工（注4）					○									○														
85	板金・板金工・打出し板金														○														
86	かわらぶき・スレート施工				○																								
87	ガラス施工															○													
88	塗装・木工塗装・木工塗装工															○													
89	建築塗装・建築塗装工															○													
90	金属塗装・金属塗装工															○													
91	噴霧塗装															○													
67	路面標示施工															○													
92	畳製作・畳工																			○									
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			○									
94	熱絶縁施工																				○								
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																											○	
96	造園																							○					
97	防水施工																		○										
98	さく井																										○		
61	地すべり防止工事				○																						○		
6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）				○																						○		
40	基礎くい工事				○																								
62	建築設備士								○	○																			
63	計装								○	○																			
60	解体工事																												○

職業能力開発促進法
※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

※1：附則第4条該当：建設業法施行規則附則第4条に規定する、平成28年6月1日の改正規則施行の際、現にとび・土工事業の技術者であった場合に平成33年3月31日まで間に限り解体工事の技術者として認める経過措置に該当する者。
 ※2：資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。
 (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する法令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
 (注2) 鉄工：昭和48年改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
 (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
 (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
 (注5) 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
 (注6) 平成27年度までの合格者の場合、解体工事の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
 (注7) 当面の間、解体工事の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
 (注8) 2級の場合、解体工事の配置技術者となるには、解体工事に係る3年以上の実務経験が必要。